行田市告示第４０５号

書類を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納課で保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付します。

令和８年１１月１３日

行田市長　行　田　邦　子

１　書類の名称

国税徴収法第１３１条に定める書類

２　送達を受けるべき者

氏名　　関谷　佳久